
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **持分法会計**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 10 月に開催される ASAF 会議において議論が予定されている持分法会計について、これまでの経緯、会議資料の概要、ASAF メンバーに対する質問及び ASBJ の発言案等についてまとめたものであり、同 ASAF 会議への対応の一環として、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

II. これまでの経緯

2. IASB は、持分法会計について、アジェンダ協議 2011 でのフィードバックを受けて、リサーチ・プロジェクトに追加しており、ASAF 会議においても 2014 年 6 月以降、意見交換が行われてきた。
3. 2015 年 3 月の ASAF 会議では、IASB スタッフから、持分法会計のリサーチ・プロジェクトを短期及び長期の 2 つのフェーズに分けることが提案され、これに対して ASAF メンバーから様々な見解が示された(2015 年 3 月の ASAF 会議で示された意見については、別紙 1 参照)。
4. その後、IASB は、2015 年 6 月の会議において、持分法リサーチ・プロジェクトの進め方の議論が行っており、短期（持分法のあり方について限定的な見直しを検討するもの）及び長期（持分法のあり方についてより根本的な見直しを検討するもの）の 2 つのフェーズに分けることを暫定的に決定した（詳細は別紙 2 参照）。
5. 今回の ASAF 会議では、これを踏まえ、次の 2 点について FASB 代表者及び IASB スタッフから説明がされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われる予定である。
 - (1) FASB が公表した公開草案「持分法及び共同支配企業（トピック 323）：持分法会計の簡素化」（以下「FASB 公開草案」という。）の概要とそれに対するコメントの概要
 - (2) IASB スタッフが検討している短期的な対応（案）

Ⅲ. FASB 公開草案

FASB 公開草案の概要

(提案の内容)

6. FASB は 2015 年 6 月に、FASB 公開草案（コメント期限：2015 年 8 月 4 日）を公表している。FASB 公開草案は、FASB が進めている会計基準の簡素化に関する取組みの一環として公表されたものであり、財務情報の有用性を維持又は改善させつつ、コストや複雑性を減少させようとするものである。
7. FASB 公開草案は、次の 2 つについて、実務上の簡素化を目的として修正提案を行うものであった。
 - (1) いわゆる「ベースス差異」（投資者による持分法対象投資の投資原価と投資先の純資産に対する投資者の持分相当額の差額¹）に関する取扱い
 - (2) 段階取得の遡及適用に関する取扱い

ベースス差異 (Basis Difference) の取扱い

8. 現行の米国会計基準では、持分法対象投資の取得時の会計処理について、子会社の取得時の取扱いと整合的に、次のように定めている。
 - (1) 投資者は持分法対象投資をその原価(cost)で認識するとともに、投資先の識別可能資産及び負債の純額（識別可能純資産）の取得日における公正価値の持分割合相当額を測定する。
 - (2) ベースス差異を（1）における投資先の識別可能資産及び負債の取得日における公正価値の持分割合相当額の測定結果に基づき、該当する資産又は負債として識別した上で、残額をのれん又は割安購入益として識別する。
 - (3) （2）において識別された資産又は負債の中に償却性資産として識別されたものがある場合、当該資産について償却費を認識する。他方、のれんに配分された金額については、償却費を認識しない。
 - (4) 上記（3）の定めに係わらず、非公開会社が会計方針の選択として、連結子会社におけるのれんを 10 年以内における期間にわたって定額法で償却するとしている場合、持分法対象投資におけるのれんについても同様に償却を行う。

¹ ベースス差異には、①持分法対象投資の原価と投資先の識別可能純資産の取得日における公正価値の持分割合額の差額（のれん相当部分）と②投資先の識別可能純資産の取得日における原価と公正価値の差額から構成される。

9. FASB 公開草案では、ベースス差異に関する会計処理の要求事項を削除することを提案していた。この提案によると、会計処理は次のとおりとなる。
- (1) 当該修正の発効日後に取得した持分法適用投資について、投資者は持分法適用投資をその原価(cost)で認識し、投資先の識別可能純資産の取得日における公正価値を算定することは要求しない。結果として、持分法投資取得後において特段の会計処理は行われたい。
 - (2) 既存の持分法対象投資についても、当該修正の発効日において、ベースス差異に関する前項に記載した会計処理を中止する。

段階取得の遡及適用

10. 現行の米国会計基準での取扱いは、段階取得によって投資が持分法適用対象の投資になった場合、それ以前に取得された投資についても、子会社の取得時の取扱いと整合的に、持分法を遡及適用することが要求されている。
11. 上記取扱いに対して、FASB 公開草案では、次の修正提案が示されていた。
- 修正の発効日後、段階取得によって持分法適用対象の投資について、持分法の遡及適用を行わず、投資者は、投資が持分法の適用対象となった日から、持分法を適用する。
 - 上記修正は、修正の発効日後に持分法の適用対象となった投資を対象として、将来に向かって適用する。

(提案の根拠)

12. FASB の公開草案における 2 つの提案内容は、それぞれ次に示す理由が根拠とされていた。
- (1) ベースス差異の取扱いについて
 - 現行の持分法会計は、主に次の点で、「一行連結」になっていない。
 - 持分法適用投資の簿価は、投資先の簿価純資産がゼロ以下の値になった場合であっても、ゼロ以下にはしないことが一般的であること
 - 持分法適用投資は、別個の減損ルールに従うこととなること
 - 重要な影響力は支配とは異なることから、「一行連結」の会計処理には、それ自体、概念的な根拠がない。
 - ベースス差異に関する現行基準は、複雑かつコストがかかるため、必ずしもすべての企業によって全く同じように適用されているわけではない。
 - (2) 段階取得の遡及適用について

- 段階取得の遡及適用には、コストと時間がかかる。
- 財務諸表利用者にとっての便益が不明である。
- 遡及適用を要求しないことによって、IFRS とのコンバージェンスに資する。

(寄せられたコメント)

13. FASB は、関係者から全 41 件のコメント・レターを受領した。簡素化に賛成する者からは、主に次のようなコメントが示されていた。
- 現行の持分法会計はコストがかかり複雑である割には、財務諸表利用者にとっての価値が限定的であるため、簡素化すべきである。
 - 持分法の計算は主観的である上に時間がかかる。
 - 償却性資産に帰属するベースス差異の償却がされない場合、取得後の期間の利益が水増しされる懸念があるといわれる。しかし、これに対しては、減損モデルによる対処が可能である。
 - 現行の持分法会計には、概念的根拠がない。
14. 一方、コメント・レターにおいては、次のような懸念が示されていた。
- 簡素化により一時的でない減損モデル (OTTI モデル²) を用いた減損テストの頻度が高まるとすれば、規則的な償却を行うよりも、コスト及び複雑性の増加を招くおそれがある。
 - 持分法を簡素化すると、投資の経済的実態を反映できなくなるおそれがある。
 - 提案された修正を正当化する概念的な根拠がない。
 - 規制上の要求を満たすためのコストが一定程度増加するおそれがある。

ASAF メンバーに対する質問

15. ASAF 会議資料では、FASB 公開草案については、特段の質問事項は示されていない。

ASBJ 事務局による分析

16. FASB 公開草案についての ASBJ 事務局による分析は、次の通りである。

(ベースス差異に関する修正提案について)

- (1) FASB 公開草案におけるベースス差異の取扱いに対する見解は、持分法の意義をどのように捉えるかによって異なると考えられる。仮に、持分

² OTTI モデル : Other Than Temporary Impairment モデル

法をその手続を通じて、連結手続による純損益及びその他の包括利益（OCI）の認識額と近似させようとするものと位置付ける場合、ベースス差異の取扱いは考え方として非常に重要なものと考えられ、適用に伴うコストを削減するという理由で廃止しうるような性質のものではないと考えられる。

- (2) また、ベースス差異の取扱いによって、持分法投資対象投資の取得時における被投資会社の償却性資産の原価と公正価値が異なる場合、償却費相当額部分について、純損益において異なる結果を生じさせることが考えられる。
- (3) さらに、ベースス差異の取扱いは、持分法の適用における「のれん」の取扱いとも関連すると考えられる。特に非公開会社における適用において、FASB 提案によると、企業結合会計（識別された固定資産について償却が要求されるほか、のれんの償却が認められる）と持分法の適用（ベースス差異について償却は要求も許容もされない）とで、重要な差異を生じさせることになると考えられる。この点、ASBJ は、これまで、企業結合会計と持分法におけるのれんの取扱いについて、2015年6月30日に公表した修正会計基準において、IFRS 第3号「企業結合」及びIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の整合性を図るよう修正を行っているほか、のれんの取扱いについてIASBとFASBが整合的な取扱いとなることをこれまで強く促している³。
- (4) 上記に加えて、FASB 公開草案に対しては、米国関係者からも、公開草案に対して、投資の経済的実態を反映できなくなるリスクが指摘されているほか、修正を行うことによって、却って、コストや複雑性が増加する可能性も指摘されている。
- (5) 以上を踏まえ、FASB に対して、現時点で修正を行うことによるコストは想定される便益を上回ると考えられる旨について指摘することが考えられる。

（段階取得の遡及適用に関する修正提案について）

- (6) 企業結合会計において段階取得が行われた場合、当該時点で保持されていた持分が公正価値測定され、帳簿価額と公正価値との差額が純損益に認識され、遡及修正は要求されていない。また、IAS 第28号においても、段階取得において遡及修正は要求されていない。
- (7) 遡及修正を要求することによって、企業の財務諸表について期間の比較可能性が高まり、財務諸表の有用性が高まるという見解がある。他方、

³ FASB は、現在、企業結合会計におけるのれんの取扱いについて審議を続けている。

遡及修正を行う場合、相当な程度の情報が必要となるが、持分法適用会社について当該情報を入手することは相当困難と考えられる。このため、遡及修正を要求することによって得られる便益に比較してコストは相対的に大きいと考えられる。

- (8) 以上を踏まえ、米国会計基準と IFRS との間のコンバージェンスを進める観点から、段階取得の遡及修正の要求事項を廃止する FASB 公開草案における提案は、概ね適当と考えられる。

(ASBJ の発言案)

17. FASB 公開提案について、次の発言を行うこととしてはどうか。
- (1) ベーシス差異の取扱いについては、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられ、考え方として重要な論点であるほか、ベーシス差異の取扱いを検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。
- (2) このため、米国関係者からも相当の懸念が示されているほか、企業結合会計におけるのれんの取扱いについて検討が進められている状況である旨を踏まえると、ベーシス差異の取扱いについては、短期的な対応で最終化するのではなく、十分な時間を掛けて検討を行うべきではないか。

IV. IASBの短期的な対応に関するIASBスタッフによる予備的な検討

全般的説明

18. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーの意見を聴取することを目的として、持分法に関する短期的な対応に関する IASB スタッフの予備的見解が示されている。
19. とりわけ、IASB スタッフは、IAS 第 28 号における次の要求事項を残すかどうか否かについて予備的な検討を行っている。
- (1) 投資差額の会計処理（取得時の会計処理）
- ①投資の原価と②投資先の識別可能純資産の公正価値に対する持分との差額を、のれん（①が②を超過する場合）又は収益（②が①を超過する場合）として会計処理する（IAS 第 28 号 第 32 項）。
- (2) 未実現損益の消去（取得後の会計処理）
- 企業（その連結子会社を含む。）とその関連会社又は共同支配企業との間のダウン・ストリーム取引又はアップ・ストリーム取引から生じる利得又は損失は、当該関連会社又は共同支配企業に対する関連のない投資者の持分（他者持分）の範囲でのみ認識する。換言すれば、当該利得又は損失のうち、企業の持分（自己持分）は消去する（IAS 第 28 号 第 28 項）。
20. 上記 2 つの論点に関連して、今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから、次の要求事項に関する分析が示されている。
- (1) 取得時の会計処理
- ① 投資の原価の測定（IAS 第 28 号 第 10 項）
 - ② 被投資会社の識別可能な資産及び負債についての公正価値による測定（IAS 第 28 号 第 32 項）
 - ③ 割安購入益の認識（IAS 第 28 号 第 32 項）
- (2) 取得後の会計処理：投資者と投資先との間の取引における未実現損益の消去
21. なお、今回の ASAF 会議では議論が予定されていないが、IASB スタッフは、次の点についても、短期的な対応において検討することを予定している。
- (1) 所有持分の変更に関する会計処理
 - (2) 会計方針の統一
 - (3) 報告期間の統一
 - (4) 減損テスト

- (5) 子会社に対する持分法の適用
22. 以下において、本資料 第 20 項に記載した論点について、それぞれ IASB スタッフの分析について説明を行う。

取得時の会計処理

(投資の原価の測定)

23. IAS 第 28 号第 10 項⁴は、取得時に投資を「原価」で測定することを要求している。IAS 第 28 号において、「原価」は定義されていないものの、一般的に取得費用は原価に含まれると考えられる。
24. 当該取扱いは、これと関連する取扱いと比較して、次のような相違がある。
- (1) IFRS 第 3 号：企業結合に直接関連する費用は、対価の金額において考慮されない。
- (2) IFRS 第 9 号「金融商品」：FV-PL で測定される金融資産については、取得に直接関連する取引費用は当初認識額に反映させる。他方、FV-PL で測定されない金融資産については、取得に直接関連する取引費用は当初認識額に反映しない。
25. 上記のような相違はあるものの、IASB スタッフは、現行の IAS 第 28 号における投資の原価の測定に関する要求事項について、特段の懸念は識別していない。

(被投資会社の識別可能な資産及び負債についての公正価値による測定)

26. IAS 第 28 号 第 32 項では、①投資の原価と②投資先の識別可能純資産の公正価値に対する持分との差額を、のれん（①が②を超過する場合）又は収益（②が①を超過する場合）として会計処理するとされている。また、取得日において公正価値で測定された償却資産について、その後、償却による調整を行うことが要求されている。
27. IASB スタッフは、被投資会社の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する取扱いについて、必要な情報を入手することが困難な場合があるというフィードバックを入手している。
28. IASB スタッフは、当該取扱いについて、次のような分析を示したうえで、

⁴ IAS 第 28 号第 10 項（一部抜粋）

持分法では、当初認識時に、関連会社又は共同支配企業に対する投資を原価で認識し、その帳簿価額を増額又は減額して、株式取得日以降の投資先の純損益に対する投資者の持分を認識する。・・・

IASB は被取得会社の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する要求事項を維持すべきか否かについて検討すべきとの予備的見解を示している。

- (1) 連結を行う場合、子会社の資産及び負債の全体に対する支配を獲得し、親会社の連結財政状態計算書上にそれらが別個に認識されることから、子会社の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定することによって、財務諸表利用者へ有用な財務情報を提供することが可能となる。
- (2) 他方、持分法を適用する場合、投資先の資産及び負債が別個に認識されることはなく、投資全体が単一の資産とされることから、連結と同様に投資先の識別可能純資産を公正価値で測定しても、必ずしも財務諸表利用者へ有用な財務情報を提供することにはならない。このため、IAS 第 28 号において、識別可能な資産及び負債について公正価値で測定する要求事項の意義が必ずしも定かではない。
- (3) この点、FASB においても FASB 公開草案を公表のうえ、検討を行っている。

29. 前項に続けて、IASB スタッフは、被取得会社の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する要求事項を廃止した場合における財務業績の報告に与える影響について、次のような分析を示している。

- (1) 持分法の適用にあたって、IAS 第 28 号第 32 項⁵は、(現行の米国会計基準における取扱いと整合的に)投資先の取得後の純損益に対する持分割合相当額について、適切な修正を行う旨を定めている。この点について修正提案を行った FASB の公開草案に対するコメントの中には、償却性資産について償却が行われないことのほか、資産の処分時において利益算定の基礎が従来と異なることから、投資者に帰属する利益が過大に表示され、経済的実態が表示されなくなるおそれがあるというコメントが示されていた。このうち、投資先において資産が処分される際に、投資者に帰属する利益が過大に表示されることになるという見解には同意しない。
- (2) ただし、FASB の公開草案に対して寄せられたコメントのうち、純損益の適切な修正(償却性資産の償却費相当額の消去、資産の処分利得相当額の消去等)を行わない場合には、投資簿価が大きくなり、純損益の適切な修正を行う場合に比べて、将来の期間における投資の減損リスクが

⁵ IAS 第 28 号第 32 項 (一部抜粋)

・・・取得後の関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分について、例えば、取得日現在の公正価値に基づいて償却資産の減価償却を会計処理するために、適切な修正が行われる。同様に、取得後の関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分に対する適切な修正が、のれん又は有形固定資産などに係る減損損失について行われる。

高まるとの指摘には同意する。

(割安購入益の認識)

30. 被投資会社の識別可能な資産及び負債の公正価値測定に関する要求事項を削除した場合、投資原価と投資先の識別可能純資産の持分割合相当額との比較も行われなくなる。このため、後者が前者を上回る場合に生じる割安購入益が認識される可能性は減少する。但し、この場合でも、投資の原価が投資先の財務諸表における帳簿価額の企業の持分割合よりも小さい場合には割安購入益が識別される。
31. IASB スタッフは、割安購入が行われた場合に利益を認識する要求事項に関して特段の懸念は識別されていないとしている。

取得後の会計処理：投資者と投資先との間の取引における未実現損益の消去

32. IAS 第 28 号 第 28 項では、企業と関連会社又は共同支配企業との間の取引から生じる損益は、関連会社又は共同支配企業への投資者と関連しない持分についてのみ認識するとされている。IASB スタッフは、投資者と投資先との間の取引における未実現損益の消去に関する取扱いについて、次の分析を示している。

(未実現損益の消去に必要な情報へのアクセスの制限)

33. 2014 年 11 月の世界作成者会議 (Global Preparers Forum :GPF) において、財務諸表作成者から、持分法適用対象投資については、投資者は投資先を「支配」していないことから、未実現損益消去のための情報の入手にはしばしば困難を伴うとの意見が示された。
34. また、「共同支配」又は「重要な影響力」を有する場合であっても、投資者は共同支配企業のパートナー又は他の投資家と取引価格について当事者間での合意されることが必要であることから、独立第三者間取引における条件と比較して、多額の利益を稼得できる可能性は低いことが通常であり、「支配」と「共同支配」や「重要な影響力」との間には大きな差異があるとの見解も示された。

(未実現損益の消去仕訳の役割)

35. IASB スタッフから、未実現損益の消去について、次の分析が示されている。
- (1) 連結財務諸表における未実現損益の消去仕訳は、企業集団が外部との取引によって稼得した利益でない未実現損益を消去する役割を担うものであり、その役割は明確である。他方、持分法においては、IAS 第 28 号において持分法が一行連結か測定基礎の 1 つかについて明確に定め

ていないことから、未実現損益の消去仕訳の役割や必要性が明確でない。

- (2) 現行 IAS 第 28 号における未実現損益の消去に関する要求事項は、仮に投資者が共同支配企業や関連会社との取引を行った場合、投資者が投資先の資産及び負債の持分割合を支配していたかのように、持分法投資損益を測定するようにされている。他方、未実現損益の消去を行わないとした場合、投資先によって取得後に報告された利益の持分割合を持分法投資損益として報告することになる。この点、いずれの方法が、将来キャッシュ・フローの予測に資するとともに、経営者の受託責任を評価する点で有用な情報を提供する方法について検討する必要がある。
- (3) 持分法における未実現損益の消去仕訳に関する要求事項を削除することによって、財務諸表作成者の懸念事項を解決できる一方、関連会社又は共同支配企業との間の取引では、利益操作のおそれがあることが従来から指摘されてきた。但し、この点については、GPF メンバーから、投資者と関連会社又は共同支配企業との間の取引価格は、独立第三者間取引の条件と整合的であるため、利益操作の余地があるとは必ずしも考えていないという見解が示されている。

(未実現損益の消去に関して考えられる方法)

36. 以上を踏まえ、IASB スタッフから、次のような考え方と分析が示されている。

- (1) 取引価格が公正価値でない場合にのみ消去仕訳を要求する方法
 - 当該方法は、利益操作の排除という未実現損益消去仕訳の目的を損なうことなく、GPF メンバーの懸念を解消する方法として考えられる。
 - 他方、当該方法は回避防止(anti-avoidance)の方法であることから、一般に広く支持される方法とは考えづらいほか、当該価格が公正価値といえるかどうかの判定も困難であるため、実務への適用は困難であるかもしれない。
- (2) 関連当事者取引の開示を充実させ、企業（その連結子会社を含む。）と関連会社又は共同支配企業との間のダウン・ストリーム取引及びアップ・ストリーム取引を開示する方法
- (3) すべての持分法適用投資に対して未実現損益の消去を一律に要求するのではなく、投資先の事業が投資者の事業モデルに組み込まれている場合に限り未実現損益の消去を要求する方法（他方、投資が一時的に保有されている場合や事業の主目的で保有されていない場合には、持分法適用そのものが適切でないかもしれない。）

(適用上の論点)

37. 持分法の短期プロジェクトの目的は、持分法会計に関する適用上の問題を解決することであり、投資者の投資先に対する持分変動を伴う取引も解決すべき論点として識別されている。この点について、IASB スタッフは、別個に検討することを予定している。

ASAF メンバーに対する質問

38. ASAF 会議では、上記を踏まえ、次の点について ASAF メンバーのコメントが求められている。

(1) 取得時の会計処理（投資差額の会計処理）について

IASB スタッフは、持分法に関するいわゆる投資差額（投資原価と投資先の識別可能純資産の公正価値に対する持分との差額）を、のれん又は収益として会計処理することを要求する IAS 第 28 号の定めを維持すべきかどうかを検討することを、IASB に提案することを予定している。

これについて、ASAF メンバーからのコメントはあるか。

(2) 取得後の会計処理（未実現損益の消去）について

IASB スタッフは、持分法に関する未実現損益（投資者と投資先（被投資者）との間のダウン・ストリーム取引又はアップ・ストリーム取引から生じる利得又は損失のうちの持分相当額）を消去することを要求する IAS 第 28 号の規定を維持すべきかどうかを検討することを、IASB に提案することを予定している。

これについて、ASAF メンバーからのコメントはあるか。

ASBJ 事務局による分析

39. IASB の短期的な対応に関する IASB スタッフによる予備的な検討に対する ASBJ 事務局による分析は、次の通りである。

(取得時の会計処理：投資差額の会計処理)

- (1) 投資差額の取扱いに対する見解は、持分法の意義をどのように捉えるかによって異なると考えられる。仮に、持分法をその手続を通じて、連結手続による純損益及び OCI の認識額と近似させようとするものと位置付ける場合、投資先の識別可能純資産を公正価値で測定する取扱いは考え方として非常に重要なものと考えられるほか、持分法投資対象投資の取得時における被投資会社の償却性資産の原価と公正価値が異なる場合、償却費相当額部分について、純損益において異なる結果を生じさせることが考えられる。このため、本件は、実務的課題を解決するという

理由で短期的なプロジェクトにおいて廃止しうるような性質のものではないと考えられる。

- (2) また、FASB 公開草案に関する分析において記載したとおり、投資先の識別可能純資産を公正価値で測定する取扱いは、のれんの会計処理とも関連すると考えられるほか、ASBJ からは IASB に対してのれんの会計処理についていわゆる「償却及び減損アプローチ」の導入について検討するよう強く促している。
- (3) 以上を踏まえ、IASB に対して、現時点で修正を行うことによるコストは想定される便益を上回るため、少なくとも、持分法についての考え方を整理するまでは、この点について修正を行うべきでない旨について指摘することが考えられる。

(取得後の会計処理：未実現損益の消去)

- (4) 親会社と関連会社や共同支配企業との間の取引に関する未実現損益の消去については、実務上、必要な情報を入手することが困難な場合もあり得る。他方、未実現損益の消去を行うか否かは、連結財務諸表における純損益の報告に大きな影響があり得ると考えられるため、持分法の意義について考え方を整理する前に、これを廃止したり、消去の対象を限定することは適切でないと考えられる。
- (5) また、親会社と関連会社との間の取引に関する未実現損益の消去を廃止する場合、重要な影響力や共同支配関係があることを通じて、結果として、企業により、恣意的な取引が行われるリスクが増大することが考えられる。
- (6) さらに、未実現損益の消去について対象とする取引を限定する方法（本資料の第0項(1)(3)参照）は、IASB スタッフからも一部指摘されているとおり、実務上困難と考えられる。さらに、未実現損益の消去を行うか否かによって、企業の連結財務諸表における純損益の報告に大きな影響があり得ることを踏まえると、関連当事者取引の開示を充実させることのみによる対応は不十分と考えられる。
- (7) 以上を踏まえ、IASB に対して、現時点で修正を行うことによるコストは想定される便益を上回るため、少なくとも、持分法の意義について考え方を整理するまでは、この点について修正を行うべきでない旨について指摘することが考えられる。

ASBJ の発言案

40. IASB の短期的検討に関する IASB スタッフによる予備的な検討に対して、次

の発言を行うこととしてはどうか。

- (1) 持分法の適用について指摘されている実務上の課題について可能な限り早期に解決を図る要請が示されていることは理解するが、他方、今回提案されている2つの論点は、持分法の意義をどのように考えるかによって結論が変わると考えられる。このため、持分法の意義を十分に整理しないまま、短期的な対応を行う場合、長期的な対応における検討結果と不整合になる重大なリスクがあると考えられる。また、取得時における識別可能な資産及び負債を公正価値で測定する要求事項を検討するにあたっては、企業結合会計におけるのれんの取扱いについても留意する必要があると考えられる。
- (2) このため、前回の ASAF 会議でも発言したように、我々は、持分法について短期的な対応と長期的な対応で分けて対応を行うべきでないと考えている。なお、仮に短期的な対応を行うとした場合、持分法の考え方に関連する部分については修正を行わないとしたうえで、連結子会社と持分法適用会社についての性質の相違に着目して、論点を識別することはあり得るかもしれない。

ディスカッション・ポイント

ASAF 会議で議論が予定されている次の事項に関する ASBJ の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

- (1) FASB 公開草案
- (2) IASB の短期的な対応に関する IASB スタッフによる予備的な検討

2015年3月ASAF会議報告

1. IASBは、持分法のリサーチ・プロジェクトを開始している。今回のASAF会議では、これに関連して、IASBスタッフにより、同プロジェクトの進め方(案)について説明がされた上で、ASAFメンバーによる議論が行われた。IASBスタッフより説明された主な内容は、次の通り。

(IASBスタッフより示されたプロジェクトの進め方(案))

2. 持分法のリサーチ・プロジェクトを次の2つのプロジェクトに分けることを提案する。
 - (1) 短期プロジェクト：IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を簡素化することにより、適用上の論点に対処する。
 - (2) 長期プロジェクト：(関連会社及び共同支配企業に対する投資を含む)投資者が支配を有していない企業への投資の財務報告について、より基礎的な検討を行う。
3. 前項のほか、個別財務諸表上の子会社投資に対する持分法を、擬似連結(pseudo-consolidation)(又は一行連結)とすることを提案する。

短期プロジェクト

4. IFRS第10号「連結財務諸表」の企業集団の定義を前提とすると、関連会社及び共同支配企業は企業集団には含まれない。共同支配企業及び関連会社が支配されておらず、企業集団の一部ではない場合には、投資者、共同支配企業及び関連会社間の取引を消去することが妥当かどうかについて疑問が示されている。このため、短期プロジェクトでは、次の項目をレビューすることが考えられる。
 - (1) 未実現利益の相殺消去の必要性(アップ・ストリーム及びダウン・ストリームを含む)
 - (2) 一貫した会計方針の要求
 - (3) 関連会社及び共同支配企業の減損
 - (4) 相互(reciprocal)取引

長期プロジェクト

5. 長期プロジェクトでは、(関連会社及び共同支配企業を含む)非支配投資の財務報告に関連した幅広い論点に対処する。このプロジェクトでは、次の点について検討を行うことを予定している。

- (1) 目的適合性を有する適切な測定基礎を確立すべきか（または、持分法を存続させるべきか）
- (2) 持分法を存続させる場合、「重要な影響力」の概念が必要かどうか、又は、持分法が全ての非支配持分に適用されるべきか

ASAF 会議での議論の概要

6. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(短期プロジェクトと長期プロジェクト)

- (1) 短期プロジェクトとして、実務上の課題に対処する方向性を支持する。しかし、長期プロジェクトとして根本的な検討を行うことを支持しない。(EFRAG)
- (2) プロジェクトを2つのステップに分けることを支持しない。プロジェクトでは、まず、基礎的な概念を明らかにしてから、実務上の課題に対処すべきである。(カナダ、中国、AOSSG)
- (3) 持分法を測定基礎と位置付けて一部の連結手続に類似した手続きが不必要となったとしても、国によっては、投資先から、持分法を適用するためのIFRSに基づいた情報が入手できない場合があることが想定される。このような場合に、これらの投資先に対して重要な影響力を有するといえるのかという論点に戻る可能性がある。(PAFA)
- (4) 持分法の概念的根拠は明確ではないが、持分法自体は幅広く受け入れられている。概念的根拠の明確化は長期（15年程度必要か）に及ぶことが想定されるため、実務上の課題に対処するために、持分法を2つのステップに分けて短期的な対応（5年未満をイメージ）を行うことを支持する。(英国、ドイツ)
- (5) 持分法が一行連結だとすると、支配の概念と不整合を来すことになる。このため、持分法は一行連結ではないということをサポートする。ただし、持分法の適用を存続させるのであれば、持分法が、原価又は公正価値による測定よりもより良い測定方法であることを明らかにすべきである。(FASB)
- (6) 支配の概念から、持分法を一行連結ではなく測定基礎とすることを支持する。ただし、持分法か公正価値かの選択では、公正価値による測定を支持する。(オーストラリア、PAFA)

(子会社投資に対する持分法)

- (7) 子会社については、支配しているため、個別財務諸表上の子会社への持分法

を一行連結とすることを支持する。(EFRAG、FASB)

- (8) 個別財務諸表上の子会社への持分法を、持分法と呼称しないことを提案する。(FASB)

ASBJ の発言要旨

7. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(短期プロジェクトと長期プロジェクト)

- (1) 我々は、持分法に関して、概念上の課題とともに、解決すべき適用上の課題がある旨を認識している。
- (2) しかし、短期的な対応として提案されている項目には、未実現損益の消去の要求事項を維持するか否かといった項目も含まれており、こうした点について検討するうえでは、持分法について概念的な整理を行うことが必要と考えられる。このため、短期的な対応と長期的な対応とに区分する提案については支持しない。
- (3) また、今後、包括的な検討を行うにあたって、我々は、次の点について留意したうえで、個別の論点について検討を行うことが重要と考えている。
 - ① IFRS において定められている「企業集団」の概念を維持することが適切かどうか
 - ② 持分法が、純粋な「一行連結」なのか、或いは、「測定基礎」の一種と位置付けられるべきか
 - ③ 持分法投資損益が概念フレームワークにおける純利益の位置づけとの観点から、どのように整理しうるか
 - ④ 持分法の適用について、「重要な影響力」又は「共同支配」の存在自体でその他の非支配投資と異なる会計処理を必要とさせる要因か、或いは、「重要な影響力」又は「共同支配」の存在がなくても、持分法の適用に必要な情報が得られることを前提として、そもそも非支配投資全般に対する適用に有用性を有するか

(子会社の個別財務諸表上の持分法会計)

- (4) IASB スタッフから示されているように、連結財務諸表における関連会社及び共同支配企業に対する持分法の適用と個別財務諸表における子会社に対する持分法の適用について明確に峻別したうえで、検討を行おうとする方向性を支持する。また、本件について検討を行うにあたっては、個別財務諸表の意義についても留意することが必要と考えられる。

その他

8. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 持分法を短期プロジェクトと長期プロジェクトに分けることに対して、様々な見解が聞かれたが、プロジェクトを2つに分けるべきでないという見解が多く聞かれたように理解した。
 - (2) 子会社の個別財務諸表上の持分法については、連結財務諸表における関連会社や共同支配企業に対するものと別個に検討すべきという提案について概ね支持が示されたと理解した。明瞭化のために、異なる名称を付すことも含めて検討したい。

別紙 2

2015年6月のIASB会議における持分法のリサーチ・プロジェクトに関する暫定決定事項

持分法会計 - プロジェクト・アプローチ	
プロジェクトの目的	<ul style="list-style-type: none"> ● IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に規定される持分法会計の適用上の問題に対処すること ● 個別財務諸表において子会社に適用される持分法会計を別個に検討すること
現在のステータス	<p>2015年6月24日に、IASBは現在のプロジェクトを次の2つの部分に分割することを暫定的に決定した。</p> <p>(a)限定的な範囲のリサーチ・プロジェクト：次の事項を目的とする。</p> <p>i) IAS 第 28 号に規定される持分法会計に関する適用上の問題に対処すること。IFRS 解釈指針委員会における IAS 第 28 号の狭い範囲の修正の開発にあたって現在検討している事項を含む。</p> <p>ii) 個別財務諸表において子会社に適用される持分法会計を別個に評価すること</p> <p>(b)長期プロジェクト：IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの完了後に、持分法会計のより基礎的なレビューの必要性の有無の検討を開始する。</p>
今後のステップ	
今後数ヶ月間の焦点	<p>提案内容及びさらなるアウトリーチに基づいて、方法論を開発すること。IASBは、2015年6月会議において、次の事項を暫定的に決定した。</p> <p>(a) IAS 第 28 号における持分法の要求事項から生じている適用上の問題への対処を図る限定的な範囲の調査研究プロジェクトを実施する。</p> <p>(b)限定的な範囲の調査研究プロジェクトについての方法論は、次</p>

	<p>のことを前提とすべきである。</p> <p>(i) 支配は、報告グループを決定するための適切な基礎である。</p> <p>(ii) 関連会社及び共同支配企業はグループの一部ではないので、それらの資産及び負債を財務諸表において別個に認識すべきではない。</p> <p>(c) 会計単位は投資全体である。</p> <p>(d) 限定的な範囲のプロジェクトでは、解釈指針委員会が IAS 第 28 号の狭い範囲の修正の開発にあたり現在検討している事項を扱うことを図るべきである。2014 年 9 月公表の修正 (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011 年) の修正:「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」) の適用日を延期する。</p> <p>(e) 個別財務諸表において子会社に適用される持分法会計を別個に評価する。</p> <p>(f) 関連会社及び/又は共同支配企業への持分法適用に関して、プロジェクトからもたらされる提案との関係性をレビューする。</p> <p>(g) 持分法会計に関するより広範囲な調査研究プロジェクトの必要性の検討を、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューの完了後に行う。</p>
--	---

以上